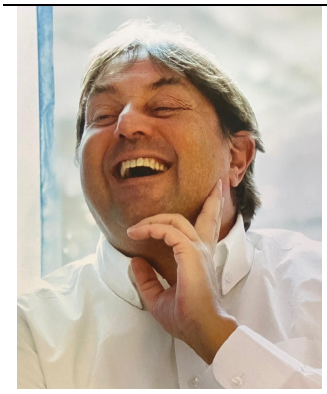
サステナビリティ開示インタビュー企画

Randstad 社の ESRS 対応サステナビリティ開示の取組



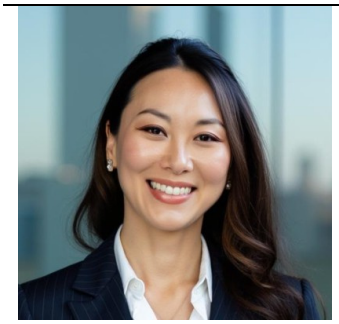
Randstad 社
ビジネスリスク・監査部門 マネージング・ディレクター　Daco Daams 氏

（経歴）Randstad 社のグローバルなリスク管理及び内部監査を統括し、コーポレート・ガバナンス、リスク管理及び内部統制について経営陣に助言を行う。
Randstad 入社以前は、オランダの大手会計事務所において、内部監査、リスク管理及び内部統制に関する豊富な実務経験を有し、企業に対するリスク管理・内部統制の枠組みの構築や内部監査体制の整備等に関するアドバイザリー業務に従事。
オランダの職業会計士資格及び公認内部監査人（CIA）資格を有する。



Randstad 社
グローバル・ファイナンス・レポーティング部門 ディレクター　Sean Pourquie 氏

（経歴）Randstad 社のグローバル・ファイナンス・レポーティング部門において、シニアマネージャー、マネージャーから成るチームを率い、取引所向け及び経営陣向けの Randstad グループの財務及び ESG 報告の信頼性に関する責任を担う。また、報告戦略の見直しや、新たな IFRS 会計基準及び CSRD・ESRS などのグローバルな導入を主導。
大手会計事務所での勤務を経て、オランダの上場企業で財務報告に携わり、20 年以上にわたり IFRS 及び財務報告に関する専門性を培ってきた。
修士号（商業、会計、商法）を取得し、さらに会計学の大学院専門課程を修了。オランダの職業会計士資格を有する。



Randstad 社
ビジネスリスク・監査部門 サステナビリティ・リーダー兼 ESG エキスパート
Seraphina Kim 氏

（経歴）Randstad 社におけるサステナビリティに関するレビューやリスク評価を主導し、関連するリスク及び機会についての知見を提供。
Randstad 入社以前は、大手会計事務所を含む国際的なプロフェッショナル・ファームにおいて、リスク・アドバイザリー、内部監査及び財務諸表監査に携わったほか、グローバル企業における内部監査の豊富な実務経験を有する。
学士号（会計・ファイナンス）及び MBA（イノベーション、企業、循環経済）を取得。

（インタビューアー）



日本公認会計士協会
テクニカル・ディレクター　森洋一

（経歴）監査法人にて財務諸表監査、ガバナンス構築、サステナビリティ関連業務を経験。退職後、企業開示に関する助言、サステナビリティ戦略開発支援、GHG 排出削減、災害支援プロジェクト等に従事。グローバルでは IIRC、CDSB 等のワーキンググループメンバーとして統合報告や気候開示に関する国際指針開発に、国内では SSBJ 委員としてサステナビリティ基準策定に参画。公認会計士。

我が国では、2027年3月期から有価証券報告書における SSBJ 基準に基づくサステナビリティ開示の導入が予定されており、対象企業における準備が本格化しています。一方、欧州では、EU の法令に基づくサステナビリティ・ステートメント[1]の開示が既に始まっています。

本インタビューは、先行する欧州企業におけるサステナビリティ・ステートメントの作成・開示、ガバナンス及び保証に関する実務から学ぶことを目的として実施しました。欧州企業へのインタビューは全3回を予定しています。

第2回は、オランダの人材サービス企業 Randstad N.V.です（以下、「Randstad 社」という。）。ビジネスリスク・監査部門マネージング・ディレクターの Daco Daams（デコ・ダームス）氏、グローバル・ファイナンス・レポーティング部門ディレクターの Sean Pourquie（ショーン・プルキエ）氏、ビジネスリスク・監査部門サステナビリティ・リーダー兼 ESG エキスパートの Seraphina Kim（セラフィナ・キム）氏に、サステナビリティ報告の位置付け、ダブル・マテリアリティ評価、ガバナンス、サステナビリティ・ステートメント作成上の課題及び保証の役割についてお話を伺いました。

本インタビューは2026年6月に実施しており、その時点の情報となります。インタビューでの発言は、個人の見解に基づくものです。

〈目次〉

1. サステナビリティ報告の目的と ESRS 対応
2. ダブル・マテリアリティ評価の進め方
3. ガバナンスの役割
4. ESRS 対応による経営管理や監督の変化
5. 保証業務の役割と今後の方向性

[1] CSRD の対象企業は、ESRS に準拠したサステナビリティ情報を法定のアニュアルレポートの一部として開示することが求められます。このサステナビリティ情報を記載するセクションは、サステナビリティ・ステートメント（Sustainability Statement）と呼ばれ、本稿でも同様の表現としております。

1. サステナビリティ報告の目的と ESRS 対応

（以下、敬称略）

【森】

御社の年次報告書を拝見しましたが、御社のビジネスモデル、戦略等を強く反映した開示になっていると感じました。どのような方針で作成されているのでしょうか。

【プルキエ】

当社は人材サービス会社であり、特に社会関連のサステナビリティ・トピックへの対応は当社の事業と密接に結びついています。これらのトピックに適切な対応を行うことが、当社のオペレーションの改善につながり、最終的には財務成果にもつながると考えています。そのため、サステナビリティ・ステートメントでも社会関連のトピックを重点的に取り扱っています。

また、ビジネスの特性上、人権やガバナンスも重要なトピックです。常時、55万人近い人々が当社を通じて働いています。強制労働や児童労働、不適切な支払といった問題が生じれば、顧客企業や当社を通じて働く人々からの信頼を失い、当局による調査につながるなど、事業そのものに多大な影響が生じる可能性もあります。

そのため、当社のサステナビリティ・ステートメントでは、社会とガバナンス関連の情報を前半に、相対的に重要性の低い環境関連の情報を後半に配置するなど、重要性に応じた開示を行っています。

私たちは、サステナビリティ報告とは、本当に重要なことを伝えるためのものであり、重要性に応じて開示にメリハリを付けることが大切だと考えています。ただし、欧州サステナビリティ報告基準（European Sustainability Reporting Standards：ESRS）への完全な準拠を担保しつつ、理解しやすいストーリーを伝えることを同時に実現することは容易ではありませんでした。

【森】

会社として伝えたいことと ESRS 準拠のバランスを取ることを重視されたとのことでしたが、この点について、役員や保証業務実施者などとの議論はありましたか。

【プルキエ】

その点については、執行役会（Executive Board）や保証業務実施者を含む関係者と多くの議論を重ねました。企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive：CSRD）という新制度の導入局面ではコンプライアンスへの意識が強くなりがちですが、それが行き過ぎると、企業の実態やメッセージが伝わりにくい報告書になるおそれがあります。執行役会は、ビジネスの観点から報告書を作成すべきと考えており、ESRS への準拠を前提としつつも、ストーリーを分かりやすく伝えることを重視していました。

それに対して、保証業務実施者は、より慎重な立場を取っており、標準的な形式や ESRS の用語及び定義との相違に着目し、その理由や妥当性についての多くの確認を求めました。しかし、新制度であるため明確な前例が存在しないこともあり、私たちの考え方や解釈を示し、ポジション・ペーパーの形で文書化しながら議論しました。最終

的には、用語や定義について当社の考え方を説明した上で、当社の事業特性に即した形で情報を開示した箇所もあります。

【ダームス】
当社には、複雑な事柄について、できるだけシンプルに表現しようとする文化があります。経営層は、人々に仕事を提供し、社会参加を促進した結果が売上につながると考えています。その意味では、売上高も重要なサステナビリティ指標だと考えています。
一方で、ESRS への準拠という観点からは、多数の指標の開示が求められます。しかし、指標が増えれば増えるほど、何が本当に重要なのかが見えにくくなる側面もあります。
私たちにとっての課題は、本当に重要なことを分かりやすく伝えることと、ESRS への準拠とのバランスをどのように取るかでした。私たちは、できる限り少ない指標によって本当に重要な事項を伝えたいと考えていましたので、どの指標を開示し、どのように伝えるべきかについて、社内だけでなく、保証業務実施者や専門家とも多くの議論を重ねました。

【森】
御社では、以前からアニュアルレポートにおいてサステナビリティ情報を開示されていましたが、今回の ESRS 対応は御社のアニュアルレポートを改善する上で有益でしたか。

【プルキエ】
当社は以前から、国際統合報告フレームワークや GRI スタンダードを参考にアニュアルレポートを作成してきました。そのため、重要事項やアニュアルレポート全体のストーリーについては、既に一定の成熟度に達していました。その意味で、ESRS の適用による新たな発見は必ずしも多くありませんでした。
一方で、ESRS がオランダの企業や保証業務実施者の共通課題になったことで、企業間での情報交換が活発になり、多くの学びを得ることができました。

【ダームス】
ESRS 対応は、全ての企業にとって一定の後押しにはなったと思います。一方で、それに伴うコストが、その便益に見合っているかは評価が分かれるところです。

【プルキエ】
投資家も徐々に ESRS に基づいた開示に慣れてきていると感じます。ESRS 準拠のサステナビリティ報告を始めた当初は、開示内容に関する質問が多かったですが、最近では、同業他社との比較を行った上で、より具体的な質問を受けることもあります。例えば、フランスでは、労働組合が株式を購入して株主総会に参加し、労働災害や負傷について質問することがあります。機関投資家も、こうしたトピックが事業に影響し得ることを理解しており、情報に対して敏感になっています。

ただし、投資家との対話においては、今でも業績やリスク、将来の脅威といったテーマが主で、サステナビリティへの取組は依然として中心的なトピックにはなっていません。

2. ダブル・マテリアリティ評価の進め方

【森】

次にマテリアリティ評価について伺います。御社では、サステナビリティ・ステートメントにおいて、何を報告するか、どのトピックを含めるかについて、どのように決定されたのでしょうか。

【プルキエ】

当社では、2023年と2025年に包括的なダブル・マテリアリティ評価（Double Materiality Assessment：DMA）を実施し、その中間年に当たる2024年に評価結果の見直しを行いました。

包括的な DMA では、ステークホルダーとの対話を通じて情報収集を行い、評価対象となり得るサステナビリティ課題を洗い出しました。その後、課題の候補一覧（ロングリスト）についてスコアリングを行い、重要度の高いテーマに絞り込んだショートリストを作成する形で、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の要求事項を踏まえた一連のプロセスを実施しました。

ステークホルダーとの対話を通じた情報収集は、投資家・株主に加え、顧客、NGO、従業員、当社が顧客企業に派遣する人材（以下、顧客企業に派遣する人材を指して「派遣スタッフ」という。）など、幅広い関係者を対象としました。対話のアプローチとしては、面談による直接的な対話や定期的なアンケートの仕組みの活用に加えて、公共政策・渉外部門（Public Affairs）など当該ステークホルダーとの関係を有する社内専門家からステークホルダーの視点についての情報提供を受けることによって補完しました。

次に、各分野の社内専門家がスコアリングを実施しましたが、テーマ横断的に一貫した評価となるよう、DMA のプロジェクトチームが財務的な影響も考慮しながら、社内専門家をはじめとする関係者との対話を重ねました。その過程では、評価と対話を何度も反復しながら、全体的なバランスを取りました。

そして、スコアリングの結果、重要とされた課題をショートリストとして整理し、執行役会による検証・レビューを受けました。ここでも執行役会の意見を踏まえて、必要に応じて前のステップに戻り、リストについて執行役会メンバーを含む社内の関係者全員が合意できる状態になるまで、このプロセスを繰り返しました。

一方、このような包括的な DMA プロセスを実施した年度の中間年にあたる2024年の評価結果の見直しプロセスでは、主要なステークホルダーに質問票を送り、前回報告したマテリアル・トピックが現在も当社に関連し、かつ重要なトピックであるかを質問し、その妥当性を確認しました。また、意図的に、前回の報告では重要とならなかったトピックも質問票に入れることで新たな課題が生じていないかも確認しました。

【森】

マテリアル・トピックと戦略・ビジネスモデルとの接続はどのように確保したのでしょうか。アニュアルレポートを読むと、戦略、ビジネスモデル、マテリアル・トピックの間に明確なつながりを示す形で開示されているように読み取

れます。

【プルキエ】

当社には価値創造モデルがあり、ステークホルダーとの関係性も明確になっていました。これは大きな利点であり、DMA の出発点になりました。マテリアル・トピックと戦略やビジネスモデルとのつながりは比較的自然に構築することができました。

【キム】

当社では、識別したインパクト・リスク・機会（Impacts, Risks, and Opportunities：IROs）をより深くコア戦略やビジネスモデルに統合することに取り組んでいます。そのため、社内横断的な体制を構築し、戦略部門やビジネスリスク・監査部門等の関係部門も DMA に関与しています。

例えば、最終的な IROs リストを決定する際は、執行役会のメンバーやビジネスリスク・監査部門も参加し、ビジネスモデルやリスク管理とのつながりを確保しています。

さらに、私たちは IROs をエンタープライズ・リスク・マネジメント（Enterprise Risk Management：ERM）の枠組みに統合することを試みています。具体的には、DMA のスコアリング基準と社内 ERM のスコアリング基準を整合させる取組を行っています。

最終的には、マテリアル・トピックが真に当社のビジネスモデルや戦略的トピックを反映したものとなり、主要市場から集める四半期ごとのビジネスリスク評価でモニタリングするトピックと整合している状態を目指しています。

【ダームス】

ERM との統合は、理論的には簡単に聞こえますが、実際には容易ではありません。というのも、ERM におけるリスク評価が全社的なリスク・プロファイルの把握を目的にしているのに対して、DMA では相対的に低い閾値が設定され、より細かい粒度でリスク評価を行うためです。DMA を通じて識別された個別の詳細なリスクが、会社全体を脅かすようなリスクを上書きしてしまっては困ります。サステナビリティ要素は重要ですが、会社全体を脅かすリスクほど重要ではない場合もあります。

残念ながら、現在の要求事項は、DMA と ERM の統合的な運用を十分に後押しする構造にはなっていないように感じられます。その結果、多くの企業では別々のプロセスとして運用されているのが実情です。個人的には、DMA を既存の ERM に統合しやすくなる方向で基準が改善されることを期待しています。

【森】

マテリアル・トピックについて報告されている指標はどのように識別されましたか。ESRS 対応以前から使われていたものも含まれているのでしょうか。

【ダームス】

従来から利用していた指標が利用可能であれば、その指標を利用するようにしました。しかし、新しく開示する指標

を追加する必要もあり、その指標の特定は難しかったです。
ESRS 対応の当初、当社を含む多くの会社が12個から15個程度のトピックを識別し、それに対応する多数の指標を設定していました。しかし、それらの中には、実際にはマテリアル・トピックを十分に説明できていないものもあり、翌年には不要とした指標もありました。
指標の数が多すぎると、それぞれの指標への関心が薄れ、単に数値を入力するだけの作業になりがちです。一方、少数の重要な指標に絞り込めば、経営陣や関係部門によるモニタリングの対象としやすくなります。経営陣等によるモニタリングの対象となれば、経営管理の仕組みとして機能するようになります。つまり、私たちは、指標の数を増やすことよりも、本質的なインパクトやリスクを適切に表す指標を選定し、それを実際の経営管理に活用することが重要だと考えています。そのことが結果として、情報の信頼性向上にもつながると考えています。

3. ガバナンスの役割

【森】
ダブル・マテリアリティ評価（DMA）の進め方やエンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）との統合などの方針について、執行役会や監査委員会とはどのような議論をされたのでしょうか。

【ダームス】
当社は二層ガバナンスを採用しています。監督役会（Supervisory Board）が、外部監査人・保証業務実施者の選定や執行役会への監督・助言を行っています。また、監督役会の中に監査委員会を設置し、報告数値の確認や外部監査人・保証業務実施者の業務を監督しています。

【プルキエ】
執行サイドでは、当社の ESG ステアリングコミッティが DMA の進捗や方針を議論しています。この会議体は、執行役会のメンバーである最高人事責任者（CHRO）と最高執行責任者（COO）が共同で主導しており、加えて、外部報告の観点から最高財務責任者（CFO）も参加しています。彼らは、関連する取組における担当役員でもあります。また、リスク管理、法務、人事、コミュニケーション、サステナビリティなどの関係部門も参加しています。
一方、監督役会との関係では、監査委員会が重要な役割を果たしています。特に、初年度と2年目では、四半期ごとに DMA や欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）対応の進捗を報告し、多くの質問や意見を受けました。監督役会のメンバーには他社での経験を持つ者や他社の取締役を担う者も多く、実務的かつ具体的な視点での建設的な質問を受けることも多くありました。
こうした議論は大変ですが、私たちの判断や方針を説明し、納得してもらうプロセスを経ることで正しい方向に進んでいると確信を得ることにつながりました。

【森】
監督役会や監査委員会がサステナビリティ・ステートメントの作成にどのような役割を果たしているのか、具体的に

教えていただけますでしょうか。

【ダームス】

非常に重要な役割を果たしています。特に ESRS が導入された初年度には大きな役割を果たしました。

当社は以前から統合報告に取り組んでいましたが、ESRS の導入によって、本当に重要なトピックは何か、それを測定するために必要な指標は何かについて、多くの議論を重ねました。制度上で求められる指標をそのまま適用するのではなく、当社の事業実態や既存の指標との整合を図りながら適切に定義する必要があり、この点に多くの時間を割きました。

また、監督役会や監査委員会のメンバーは、開示情報の信頼性にも強い関心を持っていました。システムやプロセス、内部統制の整備状況、指標算定の適切性を確認するとともに、内部監査や保証業務実施者による評価も重視していました。

【森】

監督を担う方々が、開示情報の信頼性に加えて、報告のための体制とプロセス、そしてマテリアリティ判断についても関心を寄せているということですね。

【ダームス】

そのとおりです。そのニーズに対応するため、プロセスの成熟度モデルを開発し、一次データの収集から最終的に外部に報告されるまでのプロセスの成熟度を評価できるようにしました。

特に大きな課題は、確立した統制が存在する財務データに比べて、その他のデータに対する入力・承認・照合のプロセスが十分には整備されていないことでした。例えば、電力コストは管理していても、開示に必要な電力使用量そのものを把握する仕組みが整備されていないケースもありました。そのため、追加的な統制を構築し、データを精査する必要がありました。

【森】

企業サステナビリティ報告指令（CSRD）が導入される以前から、オランダでは監督役会や監査委員会が財務諸表以外の情報や、それらの情報に対する監査・保証にも監督責任を担っていたのでしょうか。

【ダームス】

監査委員会は、かなり以前からサステナビリティ関連の指標についても活発に議論してきました。例えば、従業員及び派遣スタッフの死亡数を10年以上前から開示してきましたが、その数値の評価や受け止め方については、その当時から監督役会や監査委員会において議論していました。

4. ESRS 対応による経営管理や監督の変化

【森】

執行役会や監督役会メンバーは、サステナビリティ・ステートメントで開示されている指標を、経営管理やモニタリング、監督にも使っているのでしょうか。

【ダームス】

もちろん使っています。非財務数値による事業運営という観点からは、当社は恵まれた状況にあります。創業者には、「金額ではなく活動を見るべきだ。活動が正しく行われれば、成果は後からついてくる。」という考え方があり、それが長年受け継がれ、「Activity-based Field Steering（活動件数や行動そのものによる事業管理）」という仕組みを用いて経営を行ってきました。こうした文化があったことは、マテリアル・トピックを適切に表す指標を見極める上でも大きな助けとなりました。

【森】

欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）対応の報告プロセスを適用することによって、経営陣によるサステナビリティ関連のアジェンダの管理や監督役会による監督の在り方にどのような影響があったとお考えですか。

【プルキエ】

ESRS 対応によって、サステナビリティに関する監督体制はより構造化されました。

また、報告インフラの整備によって、関連する数値がより定期的に報告されるようになり、データ可視化ツールを用いた各種指標の一覧表示も利用可能になりました。その結果、経営上の意思決定へのサステナビリティ情報の活用がより進んでいます。例えば、負傷率や死亡者数について高い水準の数値が報告されれば、直ちに、原因分析や再発防止策の策定、対応策に関するフォローアップを行うようになりました。2週間前にもその会議があり、複数国の現地リーダーが、それぞれの国の背景も踏まえつつ事故が発生した理由とフォローアップについて説明しなければなりませんでした。

また、ESG ステアリングコミッティのような各機関の役割もより明確になりました。ESG ステアリングコミッティは四半期ごとに開催しており、定期的な開催自体が、各部門にとって準備を進めるためのマイルストーンとして機能しています。今後は、それらを継続的にモニタリングするとともに、アニュアルレポートにも反映していくことを目指しています。

【森】

報告プロセスを円滑にするために情報システムの構築なども進められたのでしょうか。

【プルキエ】

当社は39か国で事業を展開しており、各国の事業会社は、月次で財務情報を報告しています。サステナビリティ情

報についても、財務報告と同じ連結ツールを用いて四半期ごとに報告しています。その際には、数値の増減要因に関する説明も求めています。
私たちは、数値について説明を求められることが、そのデータへの関心と理解を高め、時間とともに品質向上につながると考えています。各事業会社から報告されたデータは、本社のチームがレビューします。さらに、ビジネスリスク・監査部門は、現地での内部統制についての確認や評価を行い、プロセス改善に関与しています。
当社は比較的分権的な組織であり、データに対するオーナーシップは各事業会社の CFO にあります。私たちは、そうした責任者を明確にすることこそが説明責任の基礎であると考えています。

5. 保証業務の役割と今後の方向性

【森】
これまでのお話で保証業務についても言及がありましたが、保証業務実施者との対話や対応の中で、特に印象に残っている課題や論点はありましたか。

【プルキエ】
新たな制度への対応であったため、保証業務実施者側でも試行錯誤があったと思います。
また、制度導入初期の保証業務では、当社から見ると基準の要求事項への個別的な準拠確認を重視する傾向が強かったように感じていました。



そのため、私たちが指標を絞り込もうとすると、保証業務実施者から慎重な見解が示されることが多くありました。しかし、人材ビジネスの性質上、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の定義と異なる内容を報告する必要が生じる場合もあります。当社は多くの論点について事業特性を踏まえた考え方を採用し、その考えを説明するために多数のポジション・ペーパーを作成し、保証業務実施者との議論を重ねました。それには、環境をマテリアル・トピックとしない判断や、自社の労働力を従業員と派遣スタッフに分けて報告することなどが含まれます。
特に労働力の区分は重要な論点でした。当社では、従業員と派遣スタッフでは役割や性質が大きく異なるため、同じ指標で評価することが必ずしも適切ではないと考えています。例えば、賃金格差がその一つです。当社から他社に派遣する派遣スタッフを、従業員と一緒にして賃金格差を算定すると、低賃金の仕事に人材を送ることが指標に不利な影響を与えてしまいます。社会的に重要でありながら賃金水準が必ずしも高くない職種もありますが、そのような就業機会の提供を控えるような意思決定は適切ではありません。したがって、両者を分けて開示する必要があると考えました。
しかし、保証業務実施者は、ESRS に定められた定義との整合性を重視し、ESRS の定義する指標の開示を求めたため、報告書に「当社の指標」と「ESRS が求める指標」という形で二つの指標を併記することになりました。

私たちは、事業の実態に即した内容を伝えることが重要だと考えています。そのため、基準への準拠が過度に重視されることで、本当に伝えたいストーリーが薄れてしまうことを懸念しています。すなわち、準拠を優先する結果、報告書が過度に詳細になることで、読者にとって何が重要なのかが分かりにくくなり、開示が単なるコンプライアンス対応に偏ってしまうおそれがあります。

【キム】

多くの保証業務実施者が、基準の要求事項への準拠の確認に重点を置きがちであることは理解しています。一方で、保証には、ガバナンスや内部統制、更には戦略にも前向きな効果があると考えています。

企業から見ると、第三者保証は、ガバナンスやデータ管理に関するプロセスや内部統制、更にはレビューや報告を支えるシステムやテクノロジーの強化を促し、結果としてサステナビリティ関連の目標達成に役立つことがあります。

具体例を挙げると、内部監査では以前から役割と責任の明確化や進捗管理の強化を提案していました。しかし、保証業務実施者が同じ論点に関心を示したことで、その重要性が再認識され、改善に向けた取組が進みました。

私たちは、このような変化を促す点にも第三者保証の価値があると考えています。重要なことは、単に数値の信頼性や正確性を高めることだけではなく、先ほど議論したようなマテリアル・トピックを実際に推進し、指標を管理しながら、サステナビリティ戦略に基づく目標の達成につながることです。

【森】

最後に、第三者保証の将来について伺います。保証業務は情報の信頼性向上に重要な役割を果たしていますが、サステナビリティ情報は財務情報と異なり、より将来志向の要素を含みます。保証業務実施者は、今後どのような形で企業の報告や管理プロセスを支援できると思いますか。

【プルキエ】

理想的には、保証業務の役割は財務諸表監査に近づいていくべきだと思います。すなわち、単に開示内容を確認するだけでなく、内部統制やプロセスに関する見解を示し、改善に向けた示唆を提供する存在となることです。また、重要性の観点からどのような情報が重要かについても問いかける役割を期待しています。

限定的保証と合理的保証について言えば、合理的保証には当然メリットがあります。ただし、現時点では、その前に保証業務自体が成熟する必要があると考えています。現在の限定的保証は、非常に厳格に運用されていると感じる部分があり、財務諸表監査で見られるような重要性の考え方がまだ十分に浸透していないように感じます。

【森】

保証業務実施者は、ステークホルダーのニーズや、企業にとって何が本当に重要かを十分に理解していると思いますか。

【プルキエ】

財務諸表監査人と比べると、現在の保証業務実施者は、まだ事業モデルや業界特性への理解をさらに深めていく

余地があるように感じます。
財務諸表監査人は、事業の仕組みや価値創造プロセスを理解した上での監査を行います。一方で、サステナビリティ保証は依然として基準の要求事項への個別的な準拠が重視される傾向があります。時間とともに改善していくことを期待しています。
また、両者は独立して業務を行っているように感じられることがあります。個人的には、サステナビリティ保証チームに財務諸表監査チームのメンバーが加わるような形が望ましいと思います。そうすることで専門知識が共有され、効率性も高まるはずです。連携の観点からは、財務諸表監査における評価の専門家や税務の専門家との連携の在り方も参考になるかもしれません。

【キム】
第三者保証は、今後は事業モデルや戦略への理解を深め、様々なステークホルダーと協働する方向に進むべきだと思います。
財務諸表監査人との連携だけでなく、リスク管理部門や内部監査部門との協働も重要です。私たちが期待しているのは、事業モデルや戦略、それらがどのように実行されているかを十分に理解し、監査人、そして企業内の関係部門とさらに連携しながら行われる保証です。

【森】
本日は大変示唆に富むお話をありがとうございました。